

## 津島市緊急通報システム事業利用申請書

（宛先）津島市長

年 月 日

申請者 住所

氏名

津島市緊急通報システム事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用者	ふりがな		男	生年	明治・大正・昭和	満
	氏名		女	月日	年 月 日生	歳
	住所				電話	—
	身障手帳番号	県（市）	号	種	級	
親族等 連絡先 (家族状況)	氏名	住所			続柄	電話
申請理由	1 65歳以上のひとり暮らし高齢者 2 65歳以上の高齢者のみの世帯 3 身体障害者手帳1級又は2級の方のみの世帯 4 65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳1級又は2級の方のみの世帯 5 その他（ ）					
協力員	氏名	住所			電話	承諾印
	1					
	2					
	3					
	4					
かかり付けの医療機関名		住所			電話	病名
住宅所有 (管理)者名			住所	電話		( ) —
(借家等の場合)		機器等の設置に関する承諾書は別紙のとおり				

上記の利用者宅に、緊急通報システム用機器等を設置することが適当と認めます。

民生委員 氏名

印

様式第7号（第11条関係）津島市緊急通報システム利用者台帳

登録番号		担当地区	地区	民生委員氏名		
ふりがな			親族1	氏名	(続柄)	
氏名				電話	自宅	( ) -
生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日生			勤務先	( ) -
年齢	満	歳		住所		
電話	( )	-		訪問所要時間	時間 分	
住所			親族2	氏名	(続柄)	
近辺地図	裏面のとおりに			電話	自宅	( ) -
健康保険証の種類	政・組・日・船・共・国	保険者名			勤務先	( ) -
医療費受給者証	番号			住所		
障害の有無	無・有 ( 県 号 種 級 )			訪問所要時間	時間 分	
健康状態	持病1		協力員1	氏名	(続柄)	
	持病2			性別・年齢	男・女 歳	
	持病3			住所		
血液型	型			訪問所要時間	分	
同居人氏名			協力員2	電話	( ) -	
医療機関1	名称			氏名	(続柄)	
	電話	( ) -		性別・年齢	男・女 歳	
	夜間対応	無・有 ( )	住所			
	主治医		訪問所要時間	分		
医療機関2	病歴等		協力員3	電話	( ) -	
	名称			氏名	(続柄)	
	電話	( ) -		性別・年齢	男・女 歳	
	夜間対応	無・有 ( )		住所		
	主治医			訪問所要時間	分	
備考	病歴等		協力員4	電話	( ) -	
	名称			氏名	(続柄)	
	電話	( ) -		性別・年齢	男・女 歳	
	夜間対応	無・有 ( )		住所		
	主治医		訪問所要時間	分		
	病歴等		電話	( ) -		
			消防署	(0567) 23-0119		
			警察署	(0567) 24-0110		
			タクシー	( ) -		

## 津島市緊急通報システム用機器等借受契約書

設置者津島市（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）は、津島市緊急通報システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく津島市緊急通報システム用機器等（以下「機器等」という。）の使用について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、設置した機器等を乙に貸与し、乙はこれを借受け使用するものとする。

- 1 借受機器等 有線発信機（電話機型または押しボタン型）、ペンダント型無線発信機
- 2 機器等の設置場所 津島市
- 3 機器等の電話番号

第2条 機器等の借受料相当額は、要綱に定める別表の負担基準によるものとする。

第3条 乙は、使用期間中における電話機の回線使用料（住宅用基本料金相当額）、通話料及び乙の責任に帰すべき理由により緊急通報システム用機器等をき損し又は滅失した場合は、その状況を報告し修繕費等の費用を負担するものとする。

第4条 借受期間は、機器等が設置された日から、 年 月 日までとする。ただし、この契約書による借り受け期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方から、書面をもって契約の更新をしない旨の意思表示がなされないときは、契約終了の翌日から1年間延長され、以後毎年これに準ずるものとする。

第5条 乙は、機器等を必要としなくなったときは、速やかに市へ申し出て返還するものとする。

第6条 乙は、緊急時の救助活動等により生じた住居等の損壊については、異議の申し立てを行なわないものとする。

なお、持家以外の場合については、乙が自ら修繕するものとする。

第7条 本契約に定めのない事項については、要綱による規定及び必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲	住所	津島市立込町2丁目21番地	
	氏名	津島市	
		津島市長 日比一昭	印
乙	住所		
	氏名		印

## 津島市緊急通報システム用機器等借受契約書

設置者津島市（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）は、津島市緊急通報システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく津島市緊急通報システム用機器等（以下「機器等」という。）の使用について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、設置した機器等を乙に貸与し、乙はこれを借受け使用するものとする。

- 1 借受機器等 有線発信機（電話機型または押しボタン型）、ペンダント型無線発信機
- 2 機器等の設置場所 津島市
- 3 機器等の電話番号

第2条 機器等の借受料相当額は、要綱に定める別表の負担基準によるものとする。

第3条 乙は、使用期間中における電話機の回線使用料（住宅用基本料金相当額）、通話料及び乙の責任に帰すべき理由により緊急通報システム用機器等をき損し又は滅失した場合は、その状況を報告し修繕費等の費用を負担するものとする。

第4条 借受期間は、機器等が設置された日から、 年 月 日までとする。ただし、この契約書による借り受け期間満了の1か月前までに甲、乙いずれか一方から、書面をもって契約の更新をしない旨の意思表示がなされないときは、契約終了の翌日から1年間延長され、以後毎年これに準ずるものとする。

第5条 乙は、機器等を必要としなくなったときは、速やかに市へ申し出て返還するものとする。

第6条 乙は、緊急時の救助活動等により生じた住居等の損壊については、異議の申し立てを行なわないものとする。

なお、持家以外の場合については、乙が自ら修繕するものとする。

第7条 本契約に定めのない事項については、要綱による規定及び必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所 津島市立込町2丁目21番地  
氏名 津島市  
津島市長 日比一昭 印

乙 住所  
氏名 印

## 承 諾 書

私は、自己の所有（管理）する借家等に津島市緊急通報システムの機器等を設置することを承諾します。

なお、緊急時における家屋等の損壊については、借家人が修繕等現状復帰するものとする。

年 月 日

借家人

様

住宅所有（管理）者

住 所

氏 名

（自署）

印

別表

	利用者世帯の階層区分	借上等負担額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年税額が 30,000円以下の世帯	500円
D	生計中心者の前年所得税課税年税額が 30,001円以上140,000円以下の世帯	1,000円
E	生計中心者の前年所得税課税年税額が 140,001円以上の世帯	1,232円 (機器等の設置、及び貸付け並びに事業の委託に要した費用の額)

注 1 借上等負担額の対象月は設置日の翌月から撤去日の属する月までとする。

2 4月から6月については、前々年の所得税課税年税額に基づいて負担額を決定します。

略 図



台帳番号	住 所	氏 名

協力員となっただけの方にお渡ししています。具体的にどのようなことをしていただくのかを記載したものです。

## 協力員の皆様へ

このたびは、ひとり暮らしのお年寄りのための“緊急通報システム”の協力員をお引き受けいただきありがとうございます。

このご案内は、あなたが協力員として活動いただくため必要なことから、簡単にまとめたものです。

### 1 緊急通報システムの目的

お年寄りにとって健康は最大の関心事です。とりわけ「もし病気になったらどうしよう。事故が起きたらどうしよう。」という不安と心細さは、想像を越えるものと思われます。

このシステムは、お年寄りが家庭内で急病などになったときに、胸にかけたペンダントを押すことで、津島市が委託した緊急通報センターに自動通報され、皆様方協力員を始め消防署等と一体となって救助するしくみです。

### 2 緊急通報システムのしくみ

- ① 緊急事態が発生し、緊急通報ボタンを押し、緊急通報センターを電話で呼び出し、通報します。
- ② 緊急通報センターでは、あらかじめ登録してある通報者の情報をパソコン画面に自動表示すると同時に、ボタン1つで通報者を呼び出し、様態を確認します。
- ③ 確認の結果、救助等の要請があれば直ちに出勤依頼します。もし、確認できない場合は、協力員の方に確認依頼します。
- ④ 依頼を受けた協力員の方は、直ちに通報者宅へ出掛け必要な救助を行い、緊急通報センター（052-681-7900）へ報告していただきます。
- ⑤ 報告を受けた緊急通報センターは、消防署等の出勤が必要であれば、出勤依頼をします。
- ⑥ 消防署等が出動します。
- ⑦ また、月に一度、緊急通報センターから利用者へ安否確認のための電話をしますが、利用者が電話に出ない場合は、協力員の方に確認依頼します。



協力員となっていていただく方にお渡ししています。具体的にどのようなことをしていただくのかを記載したものです。

## 協力員の皆様へ

このたびは、ひとり暮らしのお年寄りのための“緊急通報システム”の協力員をお引き受けいただきありがとうございます。

このご案内は、あなたが協力員として活動いただくため必要なことから、簡単にまとめたものです。

### 1 緊急通報システムの目的

お年寄りにとって健康は最大の関心事です。とりわけ「もし病気になったらどうしよう。事故が起きたらどうしよう。」という不安と心細さは、想像を越えるものと思われます。

このシステムは、お年寄りが家庭内で急病などになったときに、胸にかけたペンダントを押すことで、津島市が委託した緊急通報センターに自動通報され、皆様方協力員を始め消防署等と一体となって救助するしくみです。

### 2 緊急通報システムのしくみ

- ① 緊急事態が発生し、緊急通報ボタンを押し、緊急通報センターを電話で呼び出し、通報します。
- ② 緊急通報センターでは、あらかじめ登録してある通報者の情報をパソコン画面に自動表示すると同時に、ボタン1つで通報者を呼び出し、様態を確認します。
- ③ 確認の結果、救助等の要請があれば直ちに出勤依頼します。もし、確認できない場合は、協力員の方に確認依頼します。
- ④ 依頼を受けた協力員の方は、直ちに通報者宅へ出掛け必要な救助を行い、緊急通報センター（052-681-7900）へ報告していただきます。
- ⑤ 報告を受けた緊急通報センターは、消防署等の出勤が必要であれば、出勤依頼をします。
- ⑥ 消防署等が出動します。
- ⑦ また、月に一度、緊急通報センターから利用者へ安否確認のための電話をしますが、利用者が電話に出ない場合は、協力員の方に確認依頼します。

協力員となっていていただく方にお渡ししています。具体的にどのようなことをしていただくのかを記載したものです。

## 協力員の皆様へ

このたびは、ひとり暮らしのお年寄りのための“緊急通報システム”の協力員をお引き受けいただきありがとうございます。

このご案内は、あなたが協力員として活動いただくため必要なことから、簡単にまとめたものです。

### 1 緊急通報システムの目的

お年寄りにとって健康は最大の関心事です。とりわけ「もし病気になったらどうしよう。事故が起きたらどうしよう。」という不安と心細さは、想像を越えるものと思われます。

このシステムは、お年寄りが家庭内で急病などになったときに、胸にかけたペンダントを押すことで、津島市が委託した緊急通報センターに自動通報され、皆様方協力員を始め消防署等と一体となって救助するしくみです。

### 2 緊急通報システムのしくみ

- ① 緊急事態が発生し、緊急通報ボタンを押し、緊急通報センターを電話で呼び出し、通報します。
- ② 緊急通報センターでは、あらかじめ登録してある通報者の情報をパソコン画面に自動表示すると同時に、ボタン1つで通報者を呼び出し、様態を確認します。
- ③ 確認の結果、救助等の要請があれば直ちに出勤依頼します。もし、確認できない場合は、協力員の方に確認依頼します。
- ④ 依頼を受けた協力員の方は、直ちに通報者宅へ出掛け必要な救助を行い、緊急通報センター（052-681-7900）へ報告していただきます。
- ⑤ 報告を受けた緊急通報センターは、消防署等の出勤が必要であれば、出勤依頼をします。
- ⑥ 消防署等が出動します。
- ⑦ また、月に一度、緊急通報センターから利用者へ安否確認のための電話をしますが、利用者が電話に出ない場合は、協力員の方に確認依頼します。

# 同 意 書

私は下記サービス事業について、利用者負担等算出のため、所得等の調査における世帯の課税状況につき、サービス利用を受けている間は、津島市長が税務関係当局に報告を求めることに同意します。

また、下記事業を円滑に利用するため、必要がある時は、申請書などに記載された内容を地域包括支援センター、民生児童委員等の関係機関へ情報提供することに同意します。

## (事業名)

- 1 食の自立支援事業(配食サービス)
- 2 緊急通報システム事業
- 3 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度
- 4 生活管理指導短期宿泊事業
- 5 家族介護用品支給事業
- 6 外国人高齢者福祉手当
- 7 寝具洗濯乾燥サービス事業

年 月 日

住所

氏名